

参考1

○指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成十八年厚生労働省令第三十七号）（抄）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 後	改 正 前
<p>（指定介護予防支援の業務の委託）</p> <p>第十二条 指定介護予防支援事業者は、法第十五条の二十一第三項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 一の指定居宅介護支援事業者に委託することができる件数は、当該指定居宅介護支援事業所ごとに、所属する介護支援専門員の数に八を乗じて得た数以下であること。ただし、指定介護予防支援事業者が、離島その他の地域であつて厚生労働大臣が定める基準に該当するものに住所を有する利用者に係る指定介護予防支援の一部を委託する場合には、この限りではない。</p> <p>（指定介護予防支援の具体的取扱方針）</p> <p>第三十条 指定介護予防支援の方針は、第一条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 担当職員は、第十三号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>イ 少なくともサービスの提供を開始する月の翌月から起算し</p>	<p>（指定介護予防支援の業務の委託）</p> <p>第十二条 指定介護予防支援事業者は、法第十五条の二十一第三項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合には、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 一の指定居宅介護支援事業者に委託することができる件数は、当該指定居宅介護支援事業所ごとに、所属する介護支援専門員の数に八を乗じて得た数以下であること。</p> <p>（指定介護予防支援の具体的取扱方針）</p> <p>第三十条 指定介護予防支援の方針は、第一条に規定する基本方針及び前条に規定する基本取扱方針に基づき、次に掲げるところによるものとする。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 担当職員は、第十三号に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」という。）に当たっては、利用者及びその家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。</p> <p>イ 少なくともサービスの提供を開始する月（以下この号にお</p>

て三月に一回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

ロ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ハ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。

十六（二十六）（略）

附則

1（略）

2 介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）附則第十条第一項の規定により指定居宅介護支援事業者とみなされた者が指定居宅介護支援の事業を行う事業所であつて、法第百十五条の二十一第三項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合にあっては、平成十九年三月三十一日までの間は、第十二条第五号の規定は適用しない。

いて「提供開始月」という。）提供開始月の翌月から起算して三月に一回及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

ロ 利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、指定介護予防通所介護事業所（指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所介護事業所をいう。）又は指定介護予防通所リハビリテーション事業所（指定介護予防サービス等基準第九十七条第一項に規定する指定介護予防通所リハビリテーション事業所をいう。）を訪問する等の方法により利用者に面接するよう努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施すること。

ハ 少なくとも一月に一回、モニタリングの結果を記録すること。

十六（二十六）（略）

附則

1（略）

2 介護保険法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第七十七号）附則第十条第一項の規定により指定居宅介護支援事業者とみなされた者が指定居宅介護支援の事業を行う事業所であつて、介護保険法第百十五条の二十一第三項の規定により指定介護予防支援の一部を委託する場合にあっては、平成十八年九月三十日までの間は、第十二条第四号の規定は適用しない。

事 務 連 絡  
平成18年7月19日

各都道府県介護保険主管課（室）御中

厚生労働省老健局振 興 課  
老人保健課

介護予防支援業務の指定居宅介護支援事業所への委託に係る経過措置期間の延長等について

本年4月に施行された介護保険制度改正においては、ケアマネジメントの質の向上の観点から、予防給付と介護給付に係るケアマネジメント機関についてその役割を分担することとするとともに、指定居宅介護支援事業所への介護予防支援業務の委託件数の上限を設けたところです。その一方、新たな制度の円滑な施行を図る観点から、平成18年9月30日までの間、平成18年3月31日までに指定を受けた指定居宅介護支援事業者（以下「既存事業者」という。）に対する介護予防支援業務の委託件数の上限等に係る経過措置が講じられているところです。

しかしながら、今般、地域包括支援センターの担当職員が新制度に習熟していないことに加え、年度途中における職員の採用や予算措置等が困難な面があることや、各自治体における地域包括支援センターの体制整備の実情等を踏まえ、本年6月28日の社会保障審議会介護給付費分科会において、当該経過措置期間を平成19年3月31日まで6ヶ月間延長するとともに、離島等のへき地（特別地域加算の対象となる地域をいう。以下同じ。）に対する特例措置を講ずるべきとの方針が決定されたところです。

これらを踏まえ、具体的に下記の措置を講ずることとしたので、御了知の上、管内市町村、関係団体、関係機関等にその周知徹底を図るとともに、その運用に遺漏のないようお願いいたします。なお、基本的には、新制度への円滑な移行に向けて速やかに体制整備を行っていただくことが肝要であり、今般の経過措置の延長については、そのための必要最小限の特例的な措置として認められたものであるもので、こうした趣旨を踏まえ、今般の方針に基づき、平成19年3月末の経過措置期間終了時点を見据えた計画的かつ円滑な地域包括支援センターの実施体制の整備に努められますようお願いいたします。

記

## 1 既存事業者に対する経過措置期間の延長

- (1) 指定介護予防支援事業者が指定介護予防支援業務を指定居宅介護支援事業者に委託する際の件数は、介護支援専門員1人当たり8件を上限とする規定について、既存事業者については平成18年9月30日までの間適用しないとする経過措置につき、当該経過措置の期間を平成19年3月31日までの6ヶ月間延長することとする。

(指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成18年厚生労働省令第33号)附則第8条及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第37号。以下「介護予防支援基準」という。)附則第2項の一部改正)

- (2) 指定居宅介護支援事業所の介護報酬の取扱件数の算定に当たっては、既存事業者については平成18年4月1日から平成18年9月30日までの間、介護予防支援業務に係る受託を受けた場合の件数及び経過的要介護者に係る指定居宅介護支援の件数を含まないこととされているが、当該経過措置の期間を平成19年3月31日までの6ヶ月間延長することとする。

(指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準(訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分)及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について(平成12年老企第36号)第三7(1)及び(2)の一部改正)

## 2 離島等のへき地に対する特例措置について

- (1) 介護予防支援事業者が介護予防支援業務を居宅介護支援事業者に委託する際の件数は、介護支援専門員1人当たり8件を上限とする規定について、離島等のへき地に住所を有する利用者に係る介護予防支援の委託の場合については、適用しないこととする。

(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号)第13条第25号及び介護予防支援基準第12条第5号の一部改正)

- (2) 指定居宅介護支援事業所の介護報酬の取扱件数の算定に当たっては、離島等のへき地に住所を有する利用者に係る指定介護予防支援業務の受託を受けた場合の件数を含まないこととする。

(指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成12年厚生省告示第20号)別表注1(1)の一部改正)

- ## 3 要支援者の見込み数及び必要な人員確保の計画の内容及び策定方法について
- 介護予防支援事業所における人員の確保を確実にする観点から、要支援者に係

る認定更新が概ね一巡する平成19年3月末までの要支援者の見込み数及びその介護予防支援業務に必要な人員確保計画を各市町村において策定し、都道府県を通じて本年9月末までに取りまとめることとしていること。なお、具体的な計画の内容及び策定方法については、追って、早急に通知する予定であること。

(参考) 今後のスケジュール (予定)

- ・ 7月下旬 改正省令・通知等パブリックコメント募集
- ・ 同上 要支援者の見込み数及び必要な人員確保の計画の内容及び策定方法について通知
- ・ 8月下旬 改正省令・通知等公布

事務連絡  
平成18年7月28日

各都道府県介護保険主管課（室）御中

厚生労働省老健局振興課  
老人保健課

要支援者の見込み数及び必要な人員確保の計画の内容及び策定方法  
について

標記については、本年7月19日付け事務連絡「介護予防支援業務の指定居宅介護支援事業所への委託に係る経過措置期間の延長等について」の3において、具体的な計画の内容及び策定方法について、追って早急に通知することとしておりましたが、今般、下記のとおり定めましたので、お知らせいたします。

つきましては、延長された介護予防支援業務の委託件数の上限等に係る経過措置期間が終了する平成19年3月末までに地域包括支援センターの万全の体制整備を図ることができるよう計画の策定等を通じた対応方よろしくお願いいたします。

記

1 趣旨

平成18年6月28日の社会保障審議会介護給付費分科会において、介護予防支援の委託上限等に係る経過措置期間延長の条件として、要支援者に係る認定更新が概ね一巡する平成19年3月末までの必要な人員確保計画等を各市町村において策定すること等とされたことを踏まえ、都道府県・市町村・各地域包括支援センター等の密接な連携・協力の下、当該経過措置期間が終了する平成19年3月末までに地域包括支援センターの体制整備の確実な実施を図り、もって新制度への円滑な移行を図ることを目的としたものであること。

2 計画の策定方法

【別紙1】のフォーマットに従い、平成18年9月末時点及び平成19年3月末時点の状況を見込み、そのために必要な体制整備に向けた今後の対応を策定されたいこと。なお、詳細については、【別紙2】記載要領を参照されたいこと。

### 3 留意点

本計画策定の趣旨は、単に別紙様式資料を作成すること自体にあるのではなく、都道府県・市町村の支援の下、各地域包括支援センターが計画的かつ着実な体制整備を行うことにあるので、こうした趣旨を踏まえ、本資料作成を契機として、地域の関係機関の協力を得ながら、都道府県及び市町村が連携し、最善の方策を検討していただきたいこと。

### 4 期限

都道府県が、市町村と連携して、本年9月末までに取りまとめられたいこと。なお、取りまとめた結果については、本年10月6日（金）までに厚生労働省老健局振興課まで提出願います。

【Ⅰ 地域包括支援センター別集計シート】

【別紙1】

1. 地域包括支援センター名 市区町村名( )	2. 平成18年8月末時点	3. 平成18年9月末時点(見込み)			4. 平成19年3月末時点(見込み)			5. 体制整備に向けた今後の課題及びその対応	
	① 経過的要介護者及び要支援者の人数	② 要支援(1, 2)の人数		⑤ 介護予防支援担当職員数	⑥ 経過的要介護者及び要支援者の人数	⑦ 要支援(1, 2)の人数			⑩ 介護予防支援担当職員数
		③ 介護予防支援の件数	④ 居宅介護支援事業所への委託件数(内訳)			⑧ 介護予防支援の件数	⑨ 居宅介護支援事業所への委託件数(内訳)		
〇〇地域包括支援センター									



1. 地域包括支援センター名 市区町村名	2. 平成18年6月末時点	3. 平成18年9月末時点(見込み)			4. 平成18年3月末時点(見込み)			5. 体制整備に向けた今後の課題及びその対応
	①経過的要介護者及び要支援者の人数	②要支援(1,2)の人数		⑤介護予防支援担当職員数	⑦要支援(1,2)の人数		⑩介護予防支援担当職員数	
		③介護予防支援の件数 ④居宅介護支援事業所への委託件数(内訳)	⑥経過的要介護者及び要支援者の人数		⑧介護予防支援の件数 ⑨居宅介護支援事業所への委託件数(内訳)			
合計								
〇〇地域包括支援センター								(例) ・担当職員を〇人採用(〇月予定)。 ・〇〇団体に対応派遣依頼。
××地域包括支援センター								現状で対応可。

1. 市区町村名	2. 平成18年6月末時点		3. 平成18年9月末時点(見込み)			4. 平成19年3月末時点(見込み)				5. 体制整備に向けた今後の課題及びその対応
	①経過的要介護者及び要支援者の人数	②要支援(1,2)の人数		⑤介護予防支援担当職員数	⑥経過的要介護者及び要支援者の人数	⑦要支援(1,2)の人数		⑩介護予防支援担当職員数		
		③介護予防支援の件数	④居宅介護支援事業所への委託件数(内訳)			⑧介護予防支援の件数	⑨居宅介護支援事業所への委託件数(内訳)			
合計										
〇〇市										
××市										
〇〇町										
××村										

## 要支援者の見込み数及び必要な人員確保の計画の内容及び策定方法について 記載要領

○各都道府県担当者におかれましては、「Ⅲ都道府県別集計シート」及び各「Ⅱ市区町村別集計シート」をそれぞれシート別の状態としてひとつのファイルにまとめた上で提出願います（「Ⅰ地域包括支援センター別集計シート」を提出する必要はありません）。

### I. 地域包括支援センター別集計シート（地域包括支援センターが記入）

1. 「市区町村名」欄にはセンターの保険者名を記入してください。
2. 「1. 地域包括支援センター名」欄にはセンターの名称を記入してください。
3. 「3. 平成18年9月末時点（見込み）」欄の②～⑤の項目について平成18年9月末時点の見込み数を記入してください。

②要支援（1、2）の人数を記入してください。

③当該センターの介護予防支援の件数を記入してください（②の内数となります）。

④居宅介護支援事業所への委託件数を記入してください（③の内数となります）。

⑤当該センターにおいて介護予防支援を担当する職員の人数を記入してください。

なお、記入に当たっては、常勤換算方法（下記の算定の考え方を参考）により算出して記入してください。

#### （算定の考え方）

人数については、実人員×職員の1週間の勤務時間÷事業所が定めている1週間の勤務時間で計算してください。（端数が出た場合には、小数点以下第2位を四捨五入して記入してください。）

（例）1週間の勤務時間を32時間としている事業所で下記の職員がいた場合。

Aさん（1週間の勤務時間、8時間）

Bさん（1週間の勤務時間、4時間）

Cさん（1週間の勤務時間、12時間）

$3人 \times 24時間(8時間 + 4時間 + 12時間) \div 96時間(32時間 \times 3人) = 0.75人 \rightarrow 「0.8」を入力。$

4. 上記3と同様に⑦～⑩について平成19年3月末時点の見込み数を記入してください。
5. 「5. 体制整備に向けた今後の課題及びその対応」欄には、平成19年3月末までに予定している体制整備等の方策について、下の記入例を参考として記入してください。

- (例)
- ・担当職員を○人採用(○月予定)。
  - ・○○団体に対応派遣依頼。
  - ・現状で対応可。

## II. 市区町村別集計シート(市区町村が記入)

Iの地域包括支援センター別集計シートをとりまとめるとともに、①及び⑥の合計欄に市区町村内の経過的要介護者及び要支援者(1、2)の人数を記入してください。

また、「5. 体制整備に向けた今後の課題及びその対応」の合計欄には、当該市区町村内の地域包括支援センターの記入した課題及びその対応をとりまとめの上、記入してください。

## III 都道府県別集計シート(都道府県が記入)

「II市区町村別集計シート」をとりまとめください。

なお、提出の際は「III都道府県別集計シート」及び各「II市区町村別集計シート」をそれぞれシート別の状態としてひとつのファイルにまとめた上で提出願います(「I地域包括支援センター別集計シート」を提出する必要はありません)。